

[実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」

-
- 法人名 : 大和住銀投信投資顧問株式会社
 - 部 署 : 年金第二部
 - 役 職 : アカウントマネージャー
 - 名 前 : 村田 久
-

■コメント:

平成16年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業が、基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分にたいする責任が根本的に変化しましたが、これに基づき、退職給付会計基準における代行部分の取り扱いを早急に見直すべきだと考えます。

主張点及びその理由は以下の通りです。

? 退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきです。

? 給付現価交付金の交付状況により、基金設立企業の財務状況にかかわらず、毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。こうした取り扱いは、企業の実態から大きく乖離するケースがあり、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することとなります。

? PBOが最低責任準備金を大きく上回っている現状では、現行の会計基準を継続した場合、企業が支出することのないものを負債として認識することとなります。多くの代行返上実施企業が、多額の特別利益を計上している事実は、現行の会計基準の不適切さを物語っています。

以上